新型コロナウイルス感染症　生活困窮者自立支援金
【初回】リーフレット

対　象

社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付を終了した世帯等※１で、一定の条件※２を満たす生活困窮世帯（生活保護受給世帯は除く）

※１：下記のいずれかに該当する世帯
①総合支援資金の再貸付まで借り終わった世帯または自立支援金の申請月までに借り終わる世帯
②総合支援資金の再貸付について不承認とされた世帯
③自立相談支援機関の支援決定を受けることができず、総合支援資金の再貸付の申請に至らなかった世帯
④緊急小口資金及び総合支援資金(初回)をいずれも借り終わった世帯または自立支援金の申請月までに借り終わる世帯(①～③を除く)
※２：裏面のチェックリスト参照

支給額・支給期間

支給額(月額)　　単身世帯：６万円　２人世帯：８万円
３人以上世帯：１０万円

支 給 期 間　　３か月間（１か月ごとに支給）

申請に必要なもの

✔支給申請書・申請時確認書
✔住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）
✔特例貸付借用書控（特例貸付の決定通知書）と当該貸付の振込がわかる通帳等の写し
✔申請月の世帯全員の収入が確認できる書類の写し
＊給与明細書、賃金明細書、報酬明細書等
＊公的給付等の支給額がわかる書類
＊雇用保険失業等給付を受けている場合は雇用保険受給資格証明書
＊年金を受けている場合は年金手帳と年金受給額がわかるもの
＊福祉手当等を受給している場合は各種福祉手帳と手当受給額がわかるもの
✔申請日時点の世帯全員の金融機関の通帳等の写し
✔（生活保護申請中の場合）受領印が押印された生活保護申請書の写し
※住民票取得時の手数料は減免措置されます。

●お問合せ・申請先●
木津川市くらしサポート課（市役所1階5番窓口）
TEL:0774-79-0307

※裏面もご覧ください